

八街市通学路交通安全プログラム



平成28年3月
一部改訂 令和4年6月

八街市通学路交通安全対策連絡会議

1 目 的

近年、通学路において登下校中の児童・生徒が犠牲となる交通事故が多く報道されています。本市においては、平成28年11月2日には登校中の児童の列にトラックが突っ込むという事故、令和3年6月28日には下校中の児童の列に飲酒運転によるトラックが突っ込むという死傷事故が発生しており、その衝撃と悲しみは簡単に癒えるものではありません。八街市は、国道409号や県道を幹線道路として、沿線には、9小学校（沖分校含む）、4中学校があり、これらが通学路として認めている一部には、必ずしも安全とは言えない箇所が見受けられます。

本市においては、平成24年に関係機関が連携し、八街市小中学校の通学路等における緊急合同点検を実施、更にこの緊急合同点検を一過性とせず、地域をあげて継続的に通学路の安全対策に取り組むため、「八街市通学路交通安全プログラム」を策定しました。本プログラムに基づき、八街市において同じような事故を絶対に起こさせないという強い決意のもと、関係機関との連携を密にしながら、児童・生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保に真摯に取り組んで参ります。

2 組 織

I 通学路交通安全対策連絡会議の設置

(1) 組織

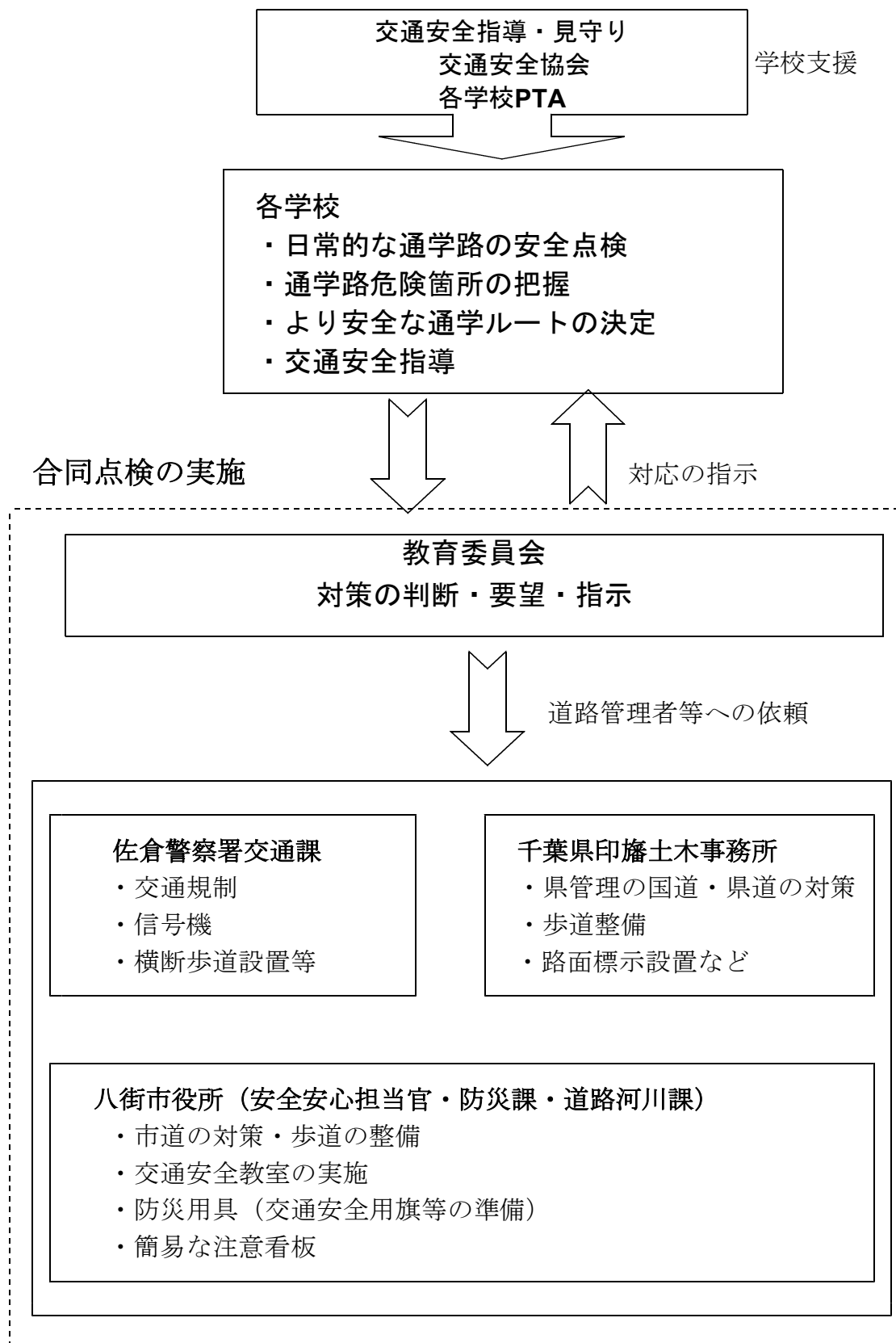
本プログラムの具現化を図るため、学校（PTA）と関係機関による合同点検で議論した関係者等を構成員とする交通安全対策連絡会議を設置しました。

- ア 八街市校長会代表
- イ 八街市 PTA 連絡協議会会長
- ウ 佐倉警察署交通課
- エ 佐倉交通安全協会八街支部連絡協議会
- オ 千葉県印旛土木事務所
- カ 八街市役所（安全安心担当官・防災課・道路河川課）
- キ 八街市教育委員会

(2) 組織の役割

八街市通学路交通安全プログラムの策定及び危険箇所の把握、対策実施状況の確認、対策効果の把握、対策の改善・充実など、継続的な通学路の安全確保に向けた検討を行います。

また、合同点検の計画の立案と各学校・各機関との連絡調整を図っていきながら、実際の合同点検を行っていきます。



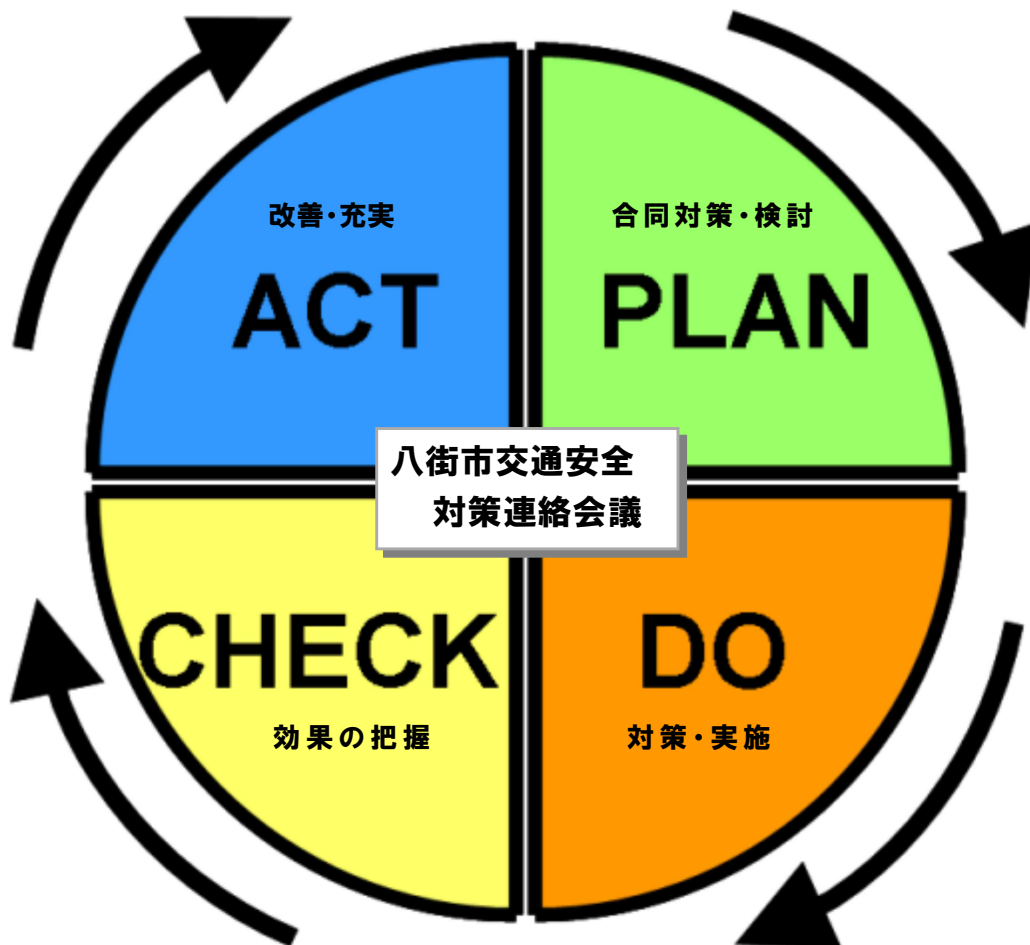
3 方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を実施し、対策実施後の効果を検証するとともに、地域の実情に見合う必要な対策の改善・充実を行います。

これらの取り組みをPDCAサイクルとして実践し、市内通学路の安全性向上を図っていきます。

【八街市通学路安全確保のPDCAサイクル概要】



(2) 定期的な合同点検

・市内小・中学校は、日常の点検とは別に、2年に1回、保護者や登下校見守り隊などの学校関係諸団体の協力を得ながら、通学路の危険箇所を抽出し、その結果を所定の様式にまとめ、6月末までに教育委員会学校教育課に報告します。

- ・教育委員会学校教育課は、学校からの報告をもとに、対策必要箇所を抽出し、関係各課及び各機関と日程調整をしたうえで、連携して合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった、個々の対策必要箇所について、状況に応じた具体的な対策案を、学校からの対策要望等も考慮しながら、関係各課・各機関と協議して、作成します。
 - 歩道整備・路面標示の再塗装や、防護柵・注意看板設置のようなハード対策
 - 交通規制や交通安全教育、登下校時の見守り活動のようなソフト対策など

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- ・対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果があったか、また、児童が、安全になったと感じているのか等を確認するため、市教育委員会学校教育課、小・中学校、関係各課は現地調査などを行います。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果をふまえて、対策内容の改善充実を図ります。

4 公表

点検箇所や結果及び対策内容については、関係者間で認識を共有するために「危険箇所及び対策状況一覧表」を作成し、学校や関係各課及び機関へ公表します。